

# 一般社団法人 和歌山銀行協会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人和歌山銀行協会（略称：和銀協）と称し、英文では Wakayama Bankers Association（略称：WBA）と表示する。

### (事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を和歌山市に置く。

## 第2章 目的および事業

### (目的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 銀行業務に関する社員および関係官庁等との連絡
- 二 相談所の運営
- 三 金融犯罪の防止および反社会的勢力介入排除に関する社員および関係官庁等との連携
- 四 金融および経済に関する調査
- 五 関係官庁等に対する提言および相互の連絡
- 六 社員の職員に対する研修
- 七 社員相互の親交および連絡
- 八 社員以外の金融機関および産業界との連絡
- 九 銀行に関する広報
- 十 一般社団法人全国銀行協会から受託する業務
- 十一 その他本協会の目的を達成するため必要と認める事項

## 第3章 社員

### (社員の要件)

第5条 本協会の社員となることのできる者は、和歌山県に本店または支店等の営業拠点を有する銀行とする。

### (社員資格の取得)

第6条 社員となることを希望する者は、所定の入会申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない。

#### (加入金)

第7条 新たに本協会の社員になる者は、加入金を納付しなければならない。

#### (任意退会)

第8条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この定款に違反したとき
- 二 本協会の体面を毀損する行為または目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

#### (社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 第5条に定める社員としての要件の欠如
- 二 解散または合併による消滅
- 三 整理のため休業したとき、または破産手続の開始決定を受けたとき
- 四 経費分担金を納付しないとき
- 五 総社員が同意したとき

#### (社員資格の承継)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める銀行は、すでに社員であるときを除き、当該社員からその資格を承継することができる。

- 一 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- 二 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- 三 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第1号または第2号により社員資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
- 四 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社

である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第1号または第2号により社員資格を喪失する場合  
営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行  
営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行  
五 そのほか理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

## 第4章 社員総会

### (構成)

第12条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

### (権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事および監事の選任または解任
- 三 理事および監事の報酬等の額
- 四 貸借対照表および損益計算書の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散および残余財産の処分
- 七 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- 八 その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定める事項

### (開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

### (招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所および目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合は、社員全員の同意を得て、招集の手続きを経ることなしに

開催することができる。

- 4 前項にかかわらず、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

#### (議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

#### (議決権)

第17条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

- 2 総会に出席しない社員は、第15条第4項の規定によりあらかじめ通知された事項について書面により議決権を行使し、または他の社員にその行使を委任することができる。
- 3 前項の場合において、書面によって議決権を行使し、または委任した社員は、総会に出席したものとみなす。

#### (決 議)

第18条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - 一 社員の除名
  - 二 監事の解任
  - 三 定款の変更
  - 四 解散
  - 五 残余財産の処分
  - 六 その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

#### (議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長および総会に出席した者の中から議長が指名した議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役 員

### (役員の設定)

第 20 条 本協会に次の役員を置く。

- 一 理事 3 名以上 13 名以内
  - 二 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を副会長、1 名を専務理事または常務理事とする。
  - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事または常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

- 第 21 条 理事および監事は、社員の役職員の中から総会の決議によって選任する。ただし、理事 1 名以上および監事 1 名は社員の役職員以外から選任することができる。
- 2 会長、副会長および専務理事または常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

#### (理事の職務および権限)

- 第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、会務を統括する。
  - 3 専務理事または常務理事は、会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
  - 4 会長および専務理事または常務理事は、毎事業年度ごとに 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務および権限)

- 第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況を調査することができる。

#### (役員任期)

- 第 24 条 理事および監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたときは、補充選任を行う。
  - 3 補充により選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第20条に定める最低員数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第25条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議により解任することができる。

- 一 この定款に違反したとき
- 二 本協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき

#### (役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事および社員の役職員以外から選任された監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第27条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長および専務理事または常務理事の選定および解職

#### (招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

#### (決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理

事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### **(議事録)**

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

### **第7章 経費分担金等**

#### **(経費分担義務)**

第33条 社員は、経費を分担する義務を負う。

#### **(加入金および経費分担金)**

第34条 本協会の加入金および経費分担金の算出基準および納付方法は、総会において定める。

- 2 社員は、既納の加入金および経費分担金の返還を請求することはできない。
- 3 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

### **第8章 資産および会計**

#### **(事業年度)**

第35条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### **(事業計画および収支予算)**

第36条 本協会の事業計画および収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### **(事業報告および決算)**

第37条 本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号および第4号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書

- 三 貸借対照表
  - 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - 五 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

#### **（剰余金の処分）**

第38条 本協会の各事業において当該事業年度に生じた剰余金は、翌事業年度へ繰り越し、翌事業年度の収入とする。

### **第9章 定款の変更および解散**

#### **（定款の変更）**

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

#### **（解 散）**

第40条 本協会は、総会の決議その他法令に定める事由により解散する。

#### **（残余財産の処分）**

第41条 本協会が清算をする場合において有する残余財産の処分は、法令に別に定めがある場合を除き、総会の決議を得なければならない。

### **第10章 公告の方法**

#### **（公告の方法）**

第42条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### **第11章 事務局**

#### **（事務局）**

第43条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

### **第12章 雑 則**

#### **（定款の施行に必要な事項の定め）**

第44条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この定款は、本協会の設立の登記の日から施行する。

### (事業年度)

第2条 本協会の最初の事業年度は、本協会設立の日から平成25年3月31日までとする。

### (設立時の代表理事、理事および監事)

第3条 本協会の設立時の代表理事、理事および監事は、次のとおりである。

設立時代表理事	片山博臣
設立時理事	柏木四郎
設立時理事	谷口拓司
設立時監事	松岡靖之

### (設立時の社員の氏名または名称および住所)

第4条 本協会の設立時の社員の氏名または名称および住所は、次のとおりである。

設立時社員1	住所 和歌山市本町1丁目35番地
	名称 株式会社 紀陽銀行
	頭取 片山博臣
設立時社員2	住所 和歌山市六番丁5番地 和歌山第一生命ビル5階
	名称 和歌山銀行協会
	会長 片山博臣

### (法令の準拠)

第5条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

この定款は、平成24年4月2日（附則第1条の登記の日）から施行する。

(平成29年5月25日変更)

(令和4年12月8日変更 令和5年4月1日施行)